

暴風警報等が発表された場合の訓練について

掲載日：2017年9月25日更新

気象庁から「暴風警報」、「暴風雪警報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」、「特別警報」が発表された場合の訓練については、下記のとおりです。

なお、訓練生の皆さんは、自身の安全確保を第一に考え、上記警報等にかかわらず出校が危険と判断された場合は、校へ連絡のうえ自宅待機して指示を受けてください。

1 暴風警報・暴風雪警報

(1) マルチスキルコース、メタルクラフトコース、総合実務科の訓練生

登校前に「岡崎市」に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表されている場合、下表のとおり警報の解除時刻に応じて訓練開始時限を変更します。

なお、登校後に「岡崎市」に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表された場合は、訓練を中止しますので、担任の指導員の指示に従ってください。

| 警報解除 | 訓練開始 |
|-----------------|-------------------|
| ～7時10分まで | 1限目（9時10分～）「平常通り」 |
| 7時10分過ぎ～8時10分まで | 2限目（10時10分～） |
| 8時10分過ぎ～9時10分まで | 3限目（11時10分～） |
| 9時10分過ぎ～11時まで | 4限目（13時00分～） |
| 11時過ぎ | 終日訓練中止 |

(2) 造園施工科、造園管理科の訓練生

登校前に「豊田市」に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表されている場合、下表のとおり警報の解除時刻に応じて訓練開始時限を変更します。

なお、登校後に「豊田市」に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発表された場合は、訓練を中止しますので、担任の指導員の指示に従ってください。

| 警報解除 | 訓練開始 |
|-----------------|-------------------|
| ～7時25分まで | 1限目（9時25分～）「平常通り」 |
| 7時25分過ぎ～8時20分まで | 2限目・3限目（10時20分～） |
| 8時20分過ぎ～11時まで | 4限目・5限目（13時00分～） |
| 11時過ぎ | 終日訓練中止 |

2 東海地震注意情報・東海地震予知情報

「1 暴風警報・暴風雪警報」と同様の取り扱いとします。

3 特別警報

(1) マルチスキルコース、メタルクラフトコース、総合実務科の訓練生

登校前に「岡崎市」に「特別警報」が発表された場合は、終日、訓練を中止します。

「特別警報」発表当日は、訓練開始前に警報が解除されても終日にわたり訓練を中止します。

登校後に「岡崎市」に「特別警報」が発表された場合は、即時に訓練を中止しますので、担任の指導員の指示に従ってください。

(2) 造園施工科、造園管理科の訓練生

登校前に「豊田市」に「特別警報」が発表された場合は、終日、訓練を中止します。

「特別警報」発表当日は、訓練開始前に警報が解除されても終日にわたり訓練を中止します。

登校後に「豊田市」に「特別警報」が発表された場合は、即時に訓練を中止しますので、担任の指導員の指示に従ってください。

4 その他

訓練生の皆さんの居住地域に暴風警報・暴風雪警報や特別警報等が発表された場合や、交通が遮断（鉄道の運休、道路の損壊等）され登校することが危険又は困難な場合は、担任の指導員に連絡してください。

このような場合、公共交通機関が発行する遅延証明書等の提出により、「やむを得ない事情による欠席」として雇用保険、訓練手当の給付に不利益が生じないよう配慮します。